

平成二十一年二月三日受領
答弁第五九号

内閣衆質一七一第五九号

平成二十一年二月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出ねんきん特別便で「訂正あり」と回答した者等の記録訂正処理に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出ねんきん特別便で「訂正あり」と回答した者等の記録訂正処理に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの件数については、現時点では把握していない。

二について

年金受給者から「ねんきん特別便」に対して年金記録の訂正が必要である旨の回答があった場合には、社会保険事務所において社会保険オンラインシステム等を利用して年金記録の調査を行い、その結果が判明次第、御本人に回答することとしているが、お尋ねの調査に要する期間については、個々の事案により異なるものであることから、一概にお答えすることは困難である。